

平成 23 年 4 月 25 日
官民競争入札等監理委員会
配 布 資 料

**登記簿等の公開に関する事務における委託業務の一部停止
及び業務改善指示に係る報告**



法務省民総第1045号
平成23年4月25日

官民競争入札等監理委員会
委員長 落合 誠一 殿

法務大臣 江田五月



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の一部停止に
ついて（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第33条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務（以下「本件委託業務」という。）の停止を命じたので、通知する。

記

1 停止を命じた事業者

- (1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：ATG company株式会社
- (2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：アイエーカンパニー合資会社

2 停止を命じた業務の内容

次の（1）及び（2）の各登記所における本件委託業務

- (1) ATG company株式会社が本件委託業務を実施している登記所
 - ア さいたま地方法務局 志木出張所
 - イ 同 局 川越支局
 - ウ 同 局 所沢支局
 - エ 同 局 飯能出張所

(2) アイエーカンパニー合資会社が本件委託業務を実施している登記所

- ア 東京法務局江戸川出張所
- イ 同局府中支局
- ウ 同局田無出張所
- エ 同局西多摩支局
- オ 横浜地方法務局青葉出張所
- カ 同局栄出張所
- キ 和歌山地方法務局岩出出張所

3 停止期間

平成23年5月16日(月)から同年7月15日(金)までの2か月間

4 停止理由

登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)については、法第20条第1項の規定に基づき、当省の地方支分部局である法務局又は地方法務局と事業者との間で業務委託契約を締結し、その実施を委託しているところ、今般、上記2の各登記所において、当該事務に従事している社員が登記事項証明書の交付申請書を提出することなく自社の登記事項証明書を次のとおり取得した事実(以下「本件事実」という。)が判明した。

(1) ATG company株式会社に係る本件事実

- ① さいたま地方法務局志木出張所
取得年月日：平成23年3月7日(1通)
- ② 同局川越支局
取得年月日：平成23年3月9日(1通)
- ③ 同局所沢支局
取得年月日：平成23年2月24日(1通)
取得年月日：平成23年2月25日(1通)
- ④ 同局飯能出張所
取得年月日：平成23年2月25日(1通)

(2) アイエーカンパニー合資会社に係る本件事実

- ① 東京法務局江戸川出張所
取得年月日：平成23年2月25日(5通)
- ② 同局府中支局
取得年月日：平成23年3月9日(1通)
- ③ 同局田無出張所
取得年月日：平成23年2月25日(1通)
- ④ 同局西多摩支局

取得年月日：平成23年3月 2日（1通）

⑤ 横浜地方法務局青葉出張所

取得年月日：平成23年3月 1日（1通）

⑥ 同局栄出張所

取得年月日：平成23年3月 2日（1通）

⑦ 和歌山地方法務局岩出出張所

取得年月日：平成23年3月15日（1通）

本件事実は、法第33条の2第3項において禁止されている「特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用」することに当たるものである。

そこで、法第33条の2第6項の規定に基づき、上記2の各登記所について、上記3の期間を定めて登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の停止を命じることとした。

法務省民総第1046号
平成23年4月25日

官民競争入札等監理委員会
委員長 落合 誠一 殿

法務大臣 江田五月



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の適正かつ確
実な実施を確保するための措置について（通知）

標記について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成1
8年法律第51号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、下
記のとおり指示したので、通知する。

記

1 指示した事業者

- (1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：ATG company株式会社
- (2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：アイエーカンパニー合資会社

2 指示事項

- (1) コンプライアンスに係る研修を実施すること。
- (2) 新たなコンプライアンス体制を構築すること。
- (3) コンプライアンスに係る取組計画を策定した上で、実践・報告を行うこ
と。

3 指示した理由

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、法第20条第1項
の規定に基づき、当省の地方支分部局である法務局又は地方法務局と事業者
との間で業務委託契約を締結し、その実施を委託しているところ、上記1の

各事業者が当該事務を実施している一部の登記所において、当該事務に従事している社員が登記事項証明書の交付申請書を提出することなく自社の登記事項証明書を取得した事実（以下「本件事実」という。）が判明した。

本件事実は、法第33条の2第3項において禁止されている「特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用」することに当たるものである。

そこで、上記1の各事業者に対し、登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が適正かつ確実に実施されることを確保するため、法第27条第1項の規定に基づき、上記2の事項について必要な措置をとるべきことを指示することとした。